

平成 28 年度 第 1 回 浜松市総合教育会議 次第

日時：平成 28 年 7 月 25 日(月) 15:00～17:00

場所：庁 議 室

1 開会

2 市長あいさつ

3 平成 28 年度会議スケジュール

4 協議事項「子どもの放課後の居場所づくり」について

(1) 有識者からの意見聴取

池本美香氏（日本総合研究所 主任研究員）

(2) 意見交換

5 閉会

－ 配付資料一覧 －

資料 1	平成 28 年度総合教育会議スケジュールについて
資料 2	意見聴取資料
資料 3	意見交換資料

平成 28 年度 総合教育会議スケジュールについて

◆スケジュール

第 1 回会議 7 月 25 日（月）	・ 今年度会議スケジュールについて ・ 意見交換及び有識者などからの意見聴取 テーマ「子どもの放課後の居場所づくり」
第 2 回会議 10 月 4 日（火）	・ 意見交換及び有識者などからの意見聴取 テーマ「子どもの才能を伸ばす教育」
第 3 回会議 12 月 21 日（水）	・ 来年度教育施策・方向性について ・ 意見交換及び有識者などからの意見聴取 テーマ「コミュニティ・スクールの推進」

◆有識者などからの意見聴取

テーマに応じ、大学教授や先進的な取り組みを行う団体・自治体関係者などによる講話及び質疑応答を取り入れる。

協議事項「子どもの放課後の居場所づくり」について

(1) 有識者からの意見聴取

池本 美香氏(日本総合研究所 主任研究員)

◆研究・専門分野

子ども・女性に関する政策（少子化対策、保育・教育政策、労働政策、社会保障等）

◆経歴

1989年 日本女子大学文学部卒業

同 年 三井銀行入行、三井銀総合研究所出向

太陽神戸三井総合研究所、さくら総合研究所を経て

2001年から日本総合研究所調査部主任研究員

2000年 千葉大学大学院社会文化科学研究科博士課程修了、博士（学術）

◆書籍

「親が参画する保育をつくる 国際比較調査をふまえて」（編著）2014年 勁草書房

「学童保育指導員の国際比較 放課後児童クラブの発展をめざして」（共著）

2014年 中央法規

「子どもの放課後を考える 諸外国との比較でみる学童保育問題」（編著）

2009年 勁草書房

「失われる子育ての時間 少子化社会脱出への道」2003年 勁草書房

◆政府委員など

内閣府「少子化危機突破タスクフォース（第二期）政策推進チーム」委員（2013年度）

厚生労働省「放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」委員（2014年度）

神奈川県「子ども・子育て会議」委員（2013年度～）

富山県「人口減少対策検討チーム会議」アドバイザー（2014年度）

世田谷区「子ども・子育て会議」委員（2014年度～）

◆外部活動

放課後 NPO アフタースクールアドバイザー

全国認定こども園協会アドバイザーリーボードメンバー

放課後の子どもの居場所づくり

2016年7月25日
浜松市総合教育会議

池本美香
日本総合研究所 主任研究員
E-mail: ikemoto.mika@jri.co.jp

次世代の国づくり

Copyright (C) 2009 The Japan Research Institute, Limited. All Rights Reserved.[v1.0]

目次

- 放課後児童クラブの制度の経緯
- 小学生の放課後をめぐる環境変化
- 小学生の放課後の現状～放課後児童クラブを中心に
- 放課後をめぐる諸外国の政策動向
- 日本の放課後への期待
- 国内の事例
- 自治体にとっての課題

参考文献（下線はPDF掲載）

- 池本美香編著『子どもの放課後を考える—諸外国にみる学童保育問題』勁草書房、2009年
- 石橋裕子・糸山智栄・中山芳一『しあわせな放課後の時間—デンマークとフィンランドの学童保育に学ぶ』高文研、2013年
- 池本美香「イギリスにおける子どもの放課後支援」日本学童保育学会紀要『学童保育』第4巻、2014年
- 池本美香「子どもの放課後の未来～学童保育の現状と課題～」国民生活センター『国民生活』2014年2月
- 池本美香「子どもからみた学童保育の課題」ミネルヴァ書房『発達』通巻第140号、2014年10月
- 池本美香「放課後の子どもの生活と保育」日本保育学会編『保育学講座』第5巻、2016年
- 池本美香「放課後児童クラブの整備の在り方—子どもの成長に相応しい環境の実現に向けて」日本総研『JRレビュー』2016 Vol.5, No.35

次世代の国づくり

●放課後児童クラブの制度の経緯

- 1997年 児童福祉法改正で制度化(放課後児童健全育成事業)
制度化は保育所から50年の遅れ(1967年に全国学童保育連絡協議会発足)
- 2007年 放課後児童クラブガイドライン(保育所にある最低基準はない)
- 2007年 放課後子どもプラン=放課後児童クラブ+文部科学省「放課後子ども教室推進事業」
- 2010年 日本学童保育学会設立 ←日本保育学会は1948年設立
- 2014年 「日本再興戦略」改訂2014 成長戦略としての女性活躍支援 →「小1の壁」の打破
- 2014年 放課後子ども総合プラン
平成31年度までに30万人分整備(90万人→120万人)
学校施設の活用促進(新たに設置する放課後児童クラブの8割を小学校内で実施)
教育委員会と福祉部局の連携強化(総合教育会議の活用)、民間サービスの活用
- 2015年 子ども・子育て支援新制度
市町村によるニーズ調査と整備計画、対象が「小3まで」→「小学生」に、基準の条例化、
放課後児童支援員の配置義務、補助員のための子育て支援員研修

放課後児童クラブ(児童福祉法第6条の2第6項 放課後児童健全育成事業)

「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」

●小学生の放課後をめぐる環境変化

■家庭の変化

三世同居の減少、きょうだい数の減少、一人親、再婚家庭、外国人

■親の仕事の変化

共働き、雇用者、雇用不安、長時間労働、専門職

■学校の変化

授業時間の増加、教員の多忙化、精神疾患による休職者の増加、学校統廃合、小学生の暴力増加

■地域の変化

都市化による遊び場・自然の減少、車社会、地域社会の人間関係の希薄化、子どもの減少

■支援が必要な子どもの増加

貧困、アレルギー、虐待、不登校、障害など

■少子化とチャイルドビジネス

ゲーム・パソコン・携帯電話等の普及、中学受験と塾、習い事、体験・旅行、ファッションなど

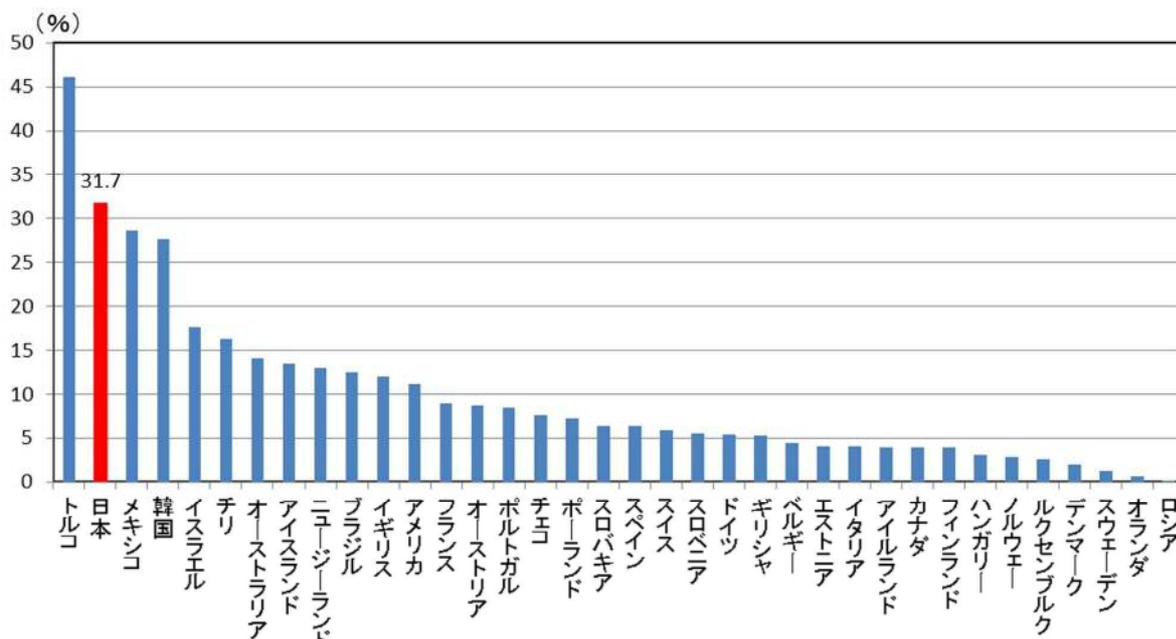
→ こうした様々な環境変化に対して放課後はどうあるべきかの議論・検討が必要

現在の検討は親のための「小1の壁」解消が中心

今後は子どものため、子どもの権利の観点からの議論・検討が必要

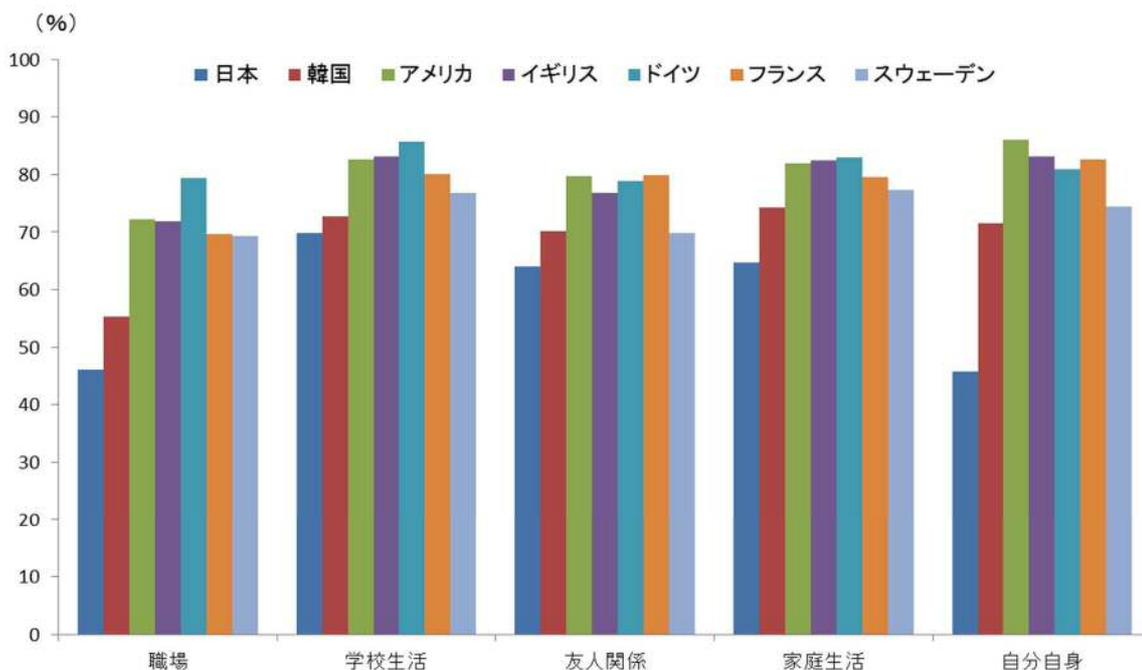
あわせて教師のため、地域住民のための検討も必要

週50時間以上働く雇用者の割合



(注) 2011年もしくは最新のデータ。
(資料) OECD Better Life Index

子ども・若者の満足度



(資料) 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(平成25年)
(注) 調査対象は満13歳から満29歳までの男女。

●小学生の放課後の現状～放課後児童クラブを中心に

■女性活躍支援、経済成長戦略の一環としての放課後児童クラブの整備

「小1の壁」解消が目的、量的拡大の議論が中心

一方で質の検討が不十分、子どもの成長にふさわしい環境となっていないケースも

■財源の制約で放課後施策が縮小傾向

✓児童館、児童遊園(児童福祉法第40条 児童厚生施設)

「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設」

国立総合児童センター「こどもの城」閉館、東京都児童会館閉館

✓児童公園

1993年の都市公園法施行令改正により、市民すべてを対象とする街区公園に名称変更

✓放課後子ども教室

放課後児童クラブで同一小学校区内に教室がある割合は45%、日数も年間84日(平成25年度)

開催しても子どもが来ないケース

■放課後の学校化

全児童対策の広がり、学校施設の活用など学校との連携のむずかしさ、指導的、閉鎖的な活動

■塾・習い事・補習等のニーズ

民間学童の増加(スポーツクラブ、塾などの参入)

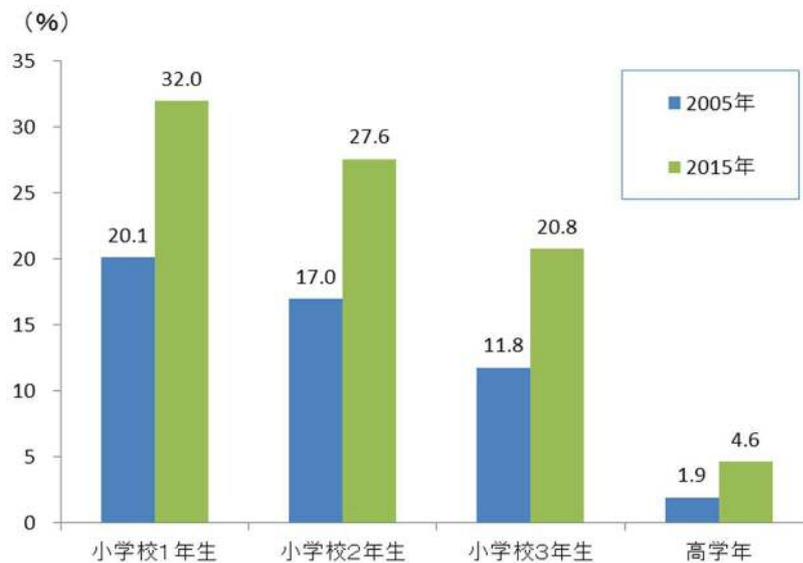
放課後児童クラブの実施か所数と児童数の推移



(資料)厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」

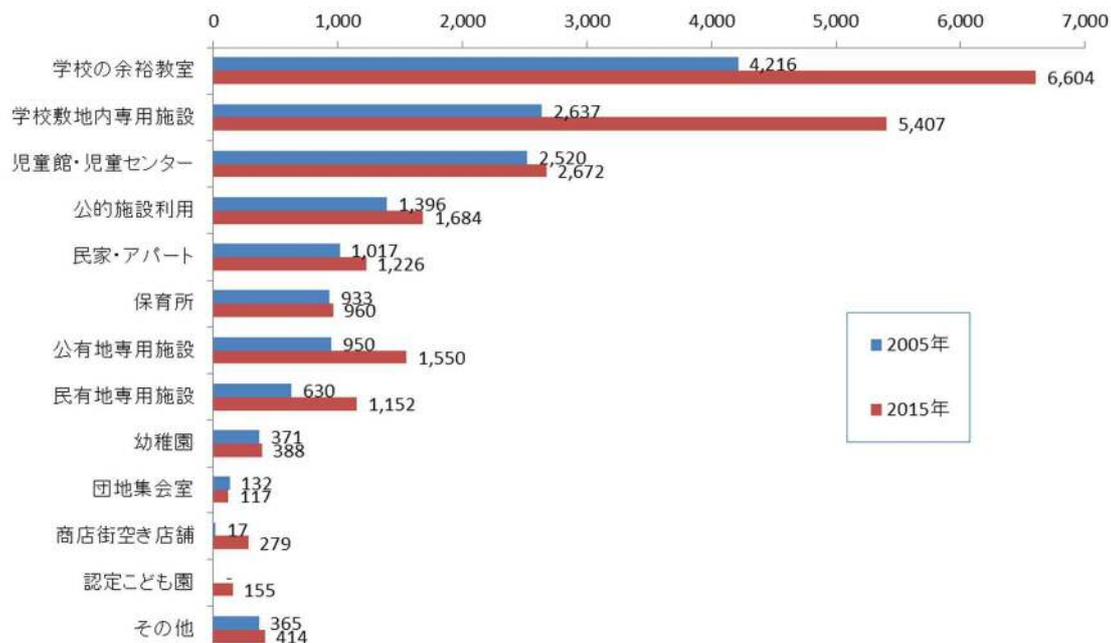
(注)各年5月1日現在

放課後児童クラブの利用割合



(資料)厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」、
文部科学省「学校基本調査」

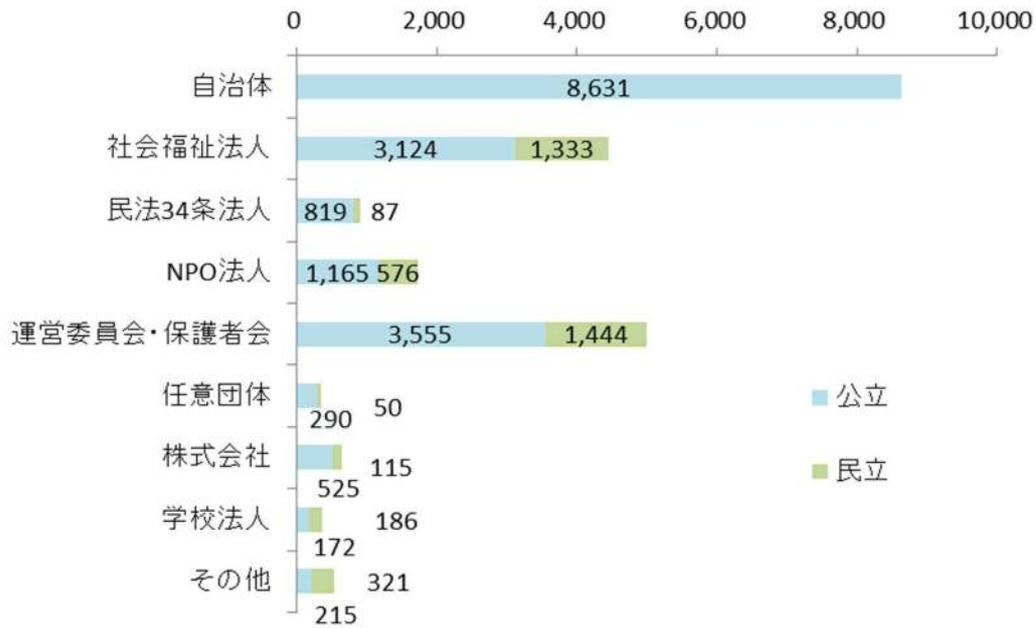
放課後児童クラブの実施場所



(資料)厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」

(注)各年5月1日現在

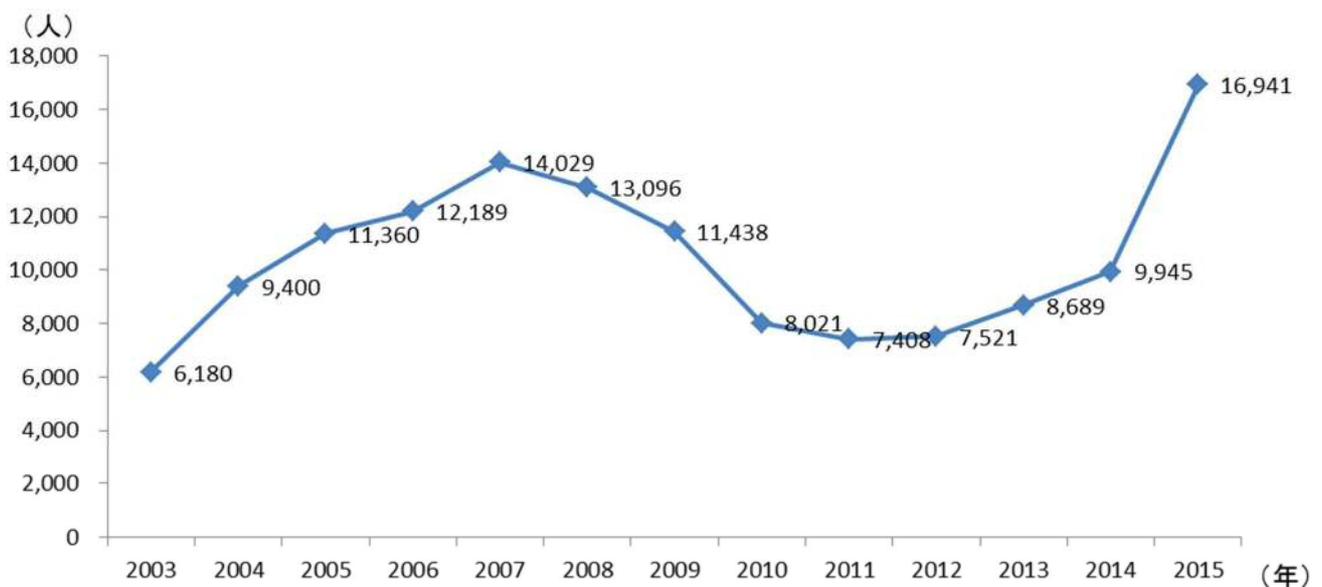
放課後児童クラブの運営主体



(資料)厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」

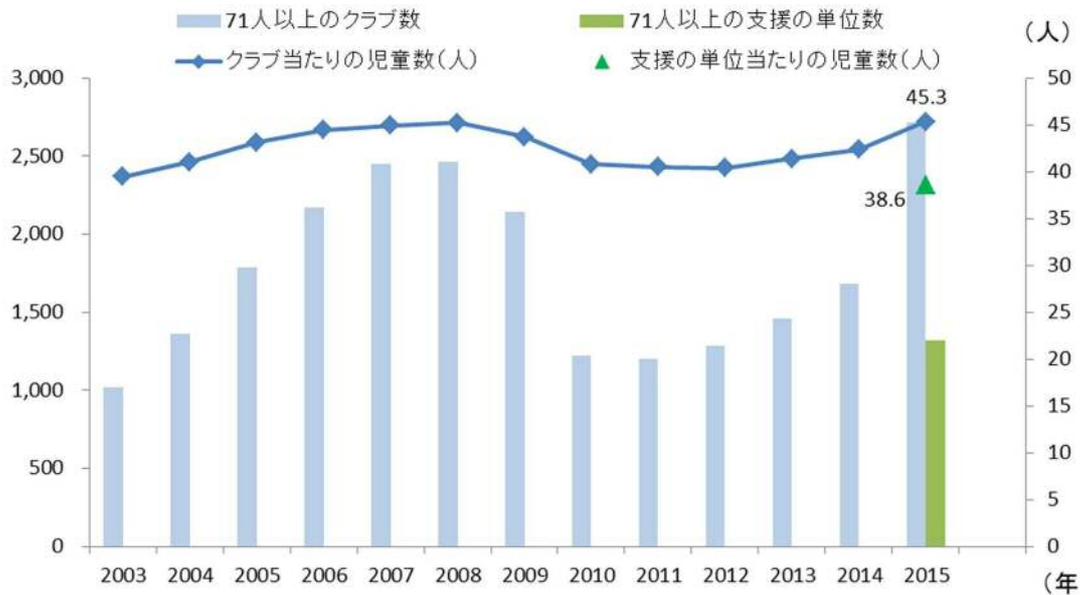
(注)各年5月1日現在。実施規模。

放課後児童クラブの待機児童数の推移



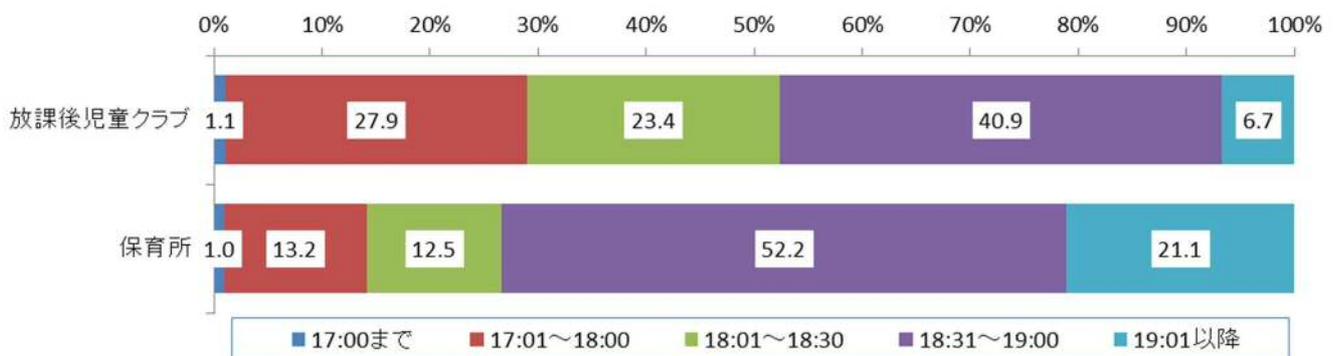
(資料)厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」

71人以上の放課後児童クラブ数の推移



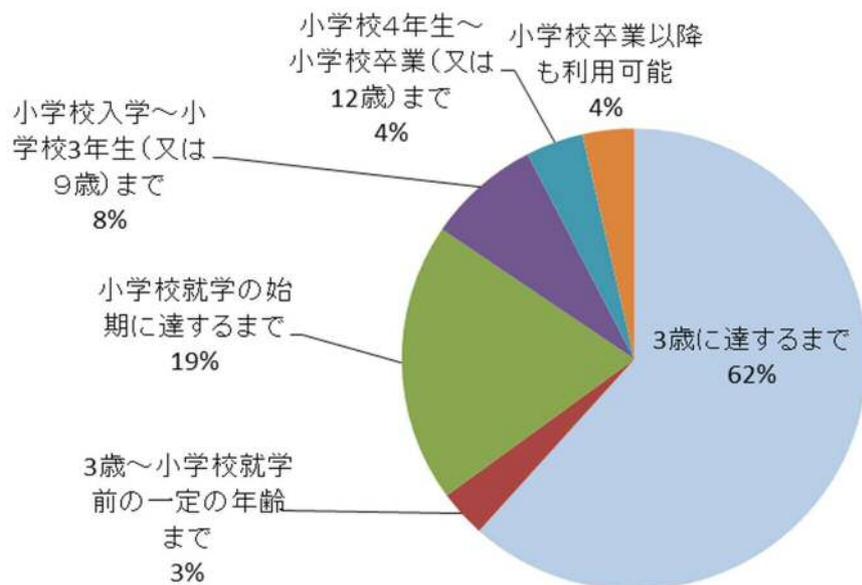
(資料)厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」
(注)各年5月1日現在。実施規模。

放課後児童クラブと保育所の平日の終了時刻



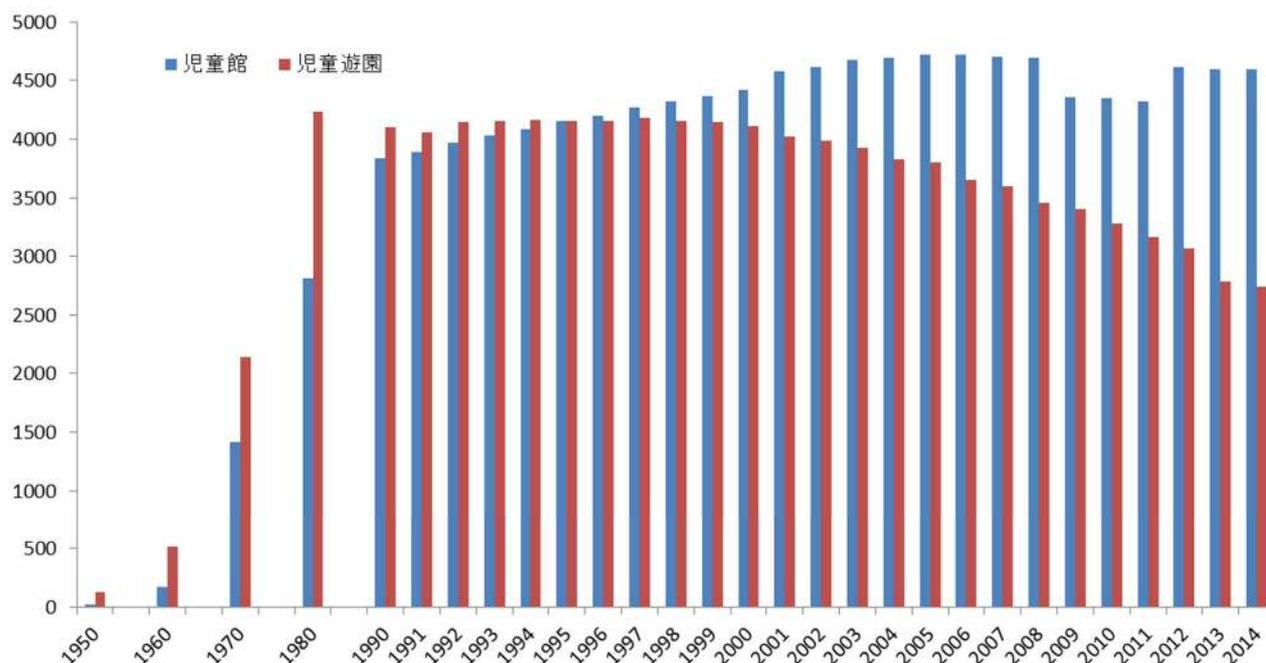
(資料)厚生労働省「平成27年放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況」、「平成24年社会福祉施設等調査報告」
(注)放課後児童クラブは2015年5月1日現在、保育所は2012年年10月1日現在。放課後児童クラブは平日に開所されているクラブ数に対する割合。

育児のための短時間勤務制度がある事業所の最長利用可能期間別にみた割合



(資料)厚生労働省「平成26年度雇用均等基本調査」

児童館・児童遊園の数

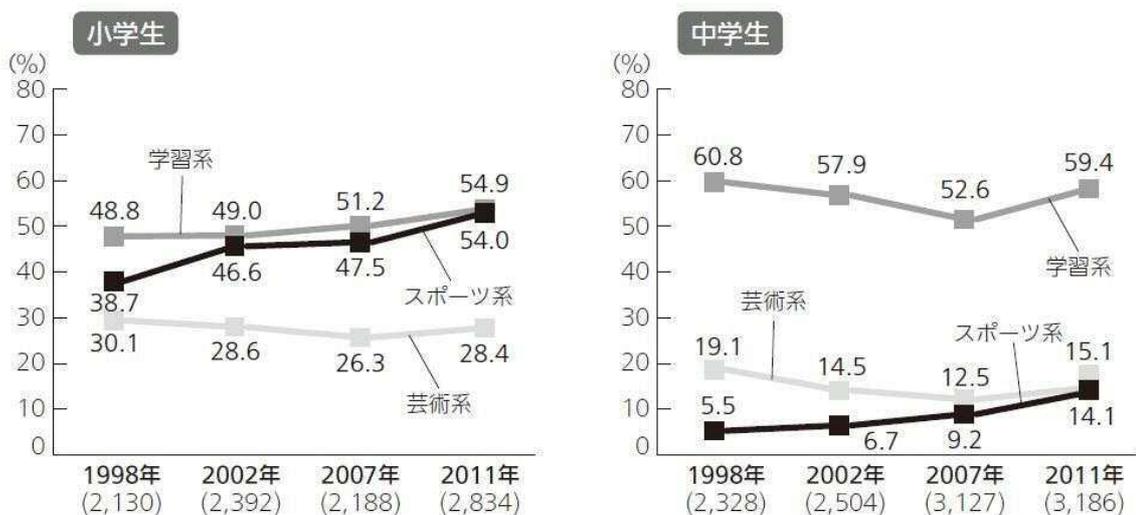


(注) 2009～2011年は、調査方法等の変更による回収率の影響を受けていることに留意する必要がある。

(年)

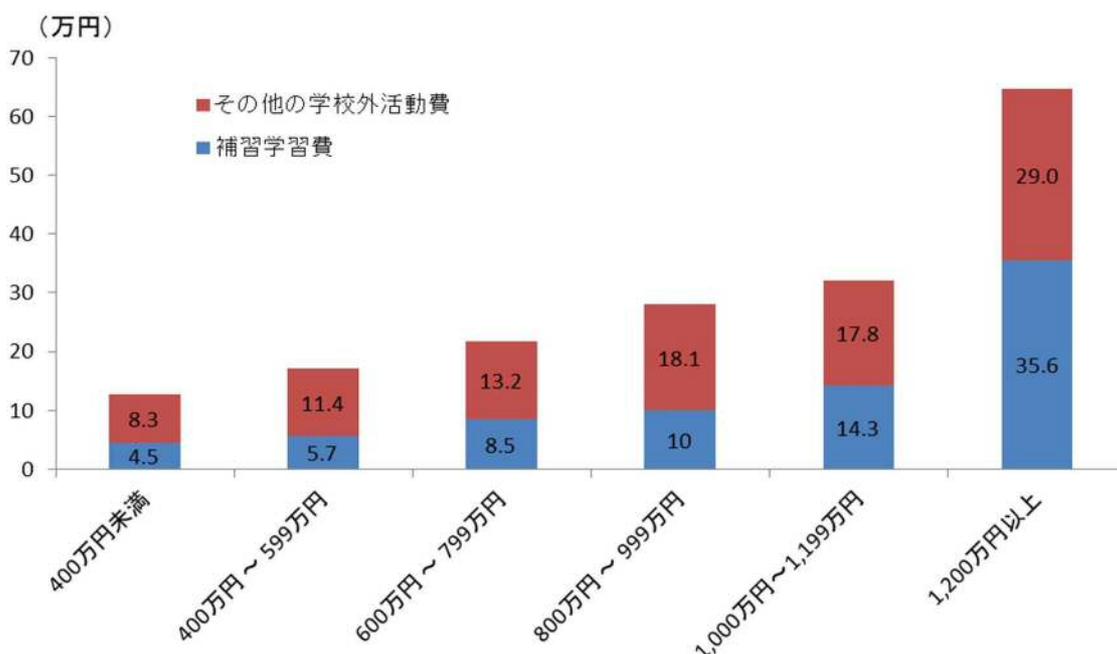
(資料)厚生労働省「社会福祉施設等調査」

習い事の種類(ベネッセ教育総合研究所「第4回子育て生活基本調査(小中版)」2011年)



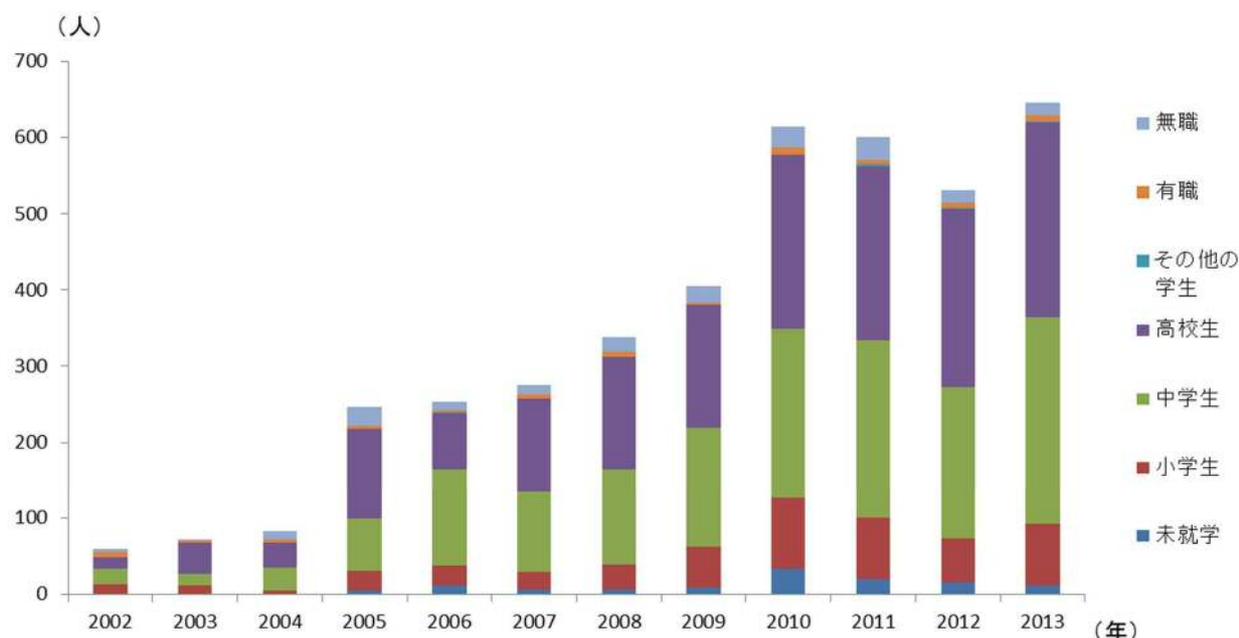
注1) 複数回答。
 注2) 学校以外の塾や習い事などを利用したことがないと回答した母親を含めた、すべての母親の回答を母数としている。
 注3) 「スポーツ系」は「スイミングスクール」「スポーツクラブ・体操教室」「地域のスポーツチーム」から最低1つ、「芸術系」は「バレエ・リトミック」「楽器」「音楽教室」「絵画教室や造形教室」から最低1つ、「学習系」は「定期的に教材が届く通信教育」「受験のための塾」「補習塾」「計算・書きとりなどのプリント教材教室」「家庭教師」から最低1つを選んだ%。
 注4) 「小学生」は小3～小6生、「中学生」は中1～中3生の数値。
 注5) ()内はサンプル数。

世帯の年間収入別にみた放課後にかかる費用



(資料) 文部科学省「平成26年度子供の学習費調査」

児童ポルノ事犯の被害にあった20歳未満の者



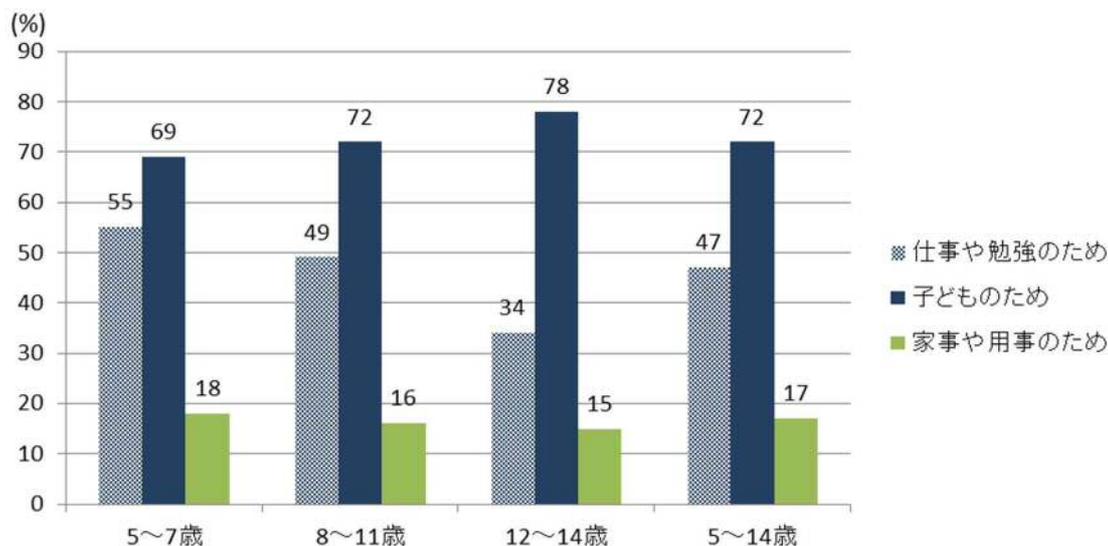
(資料)内閣府「子ども・若者白書」平成27年版

●放課後をめぐると諸外国の政策動向

■イギリス

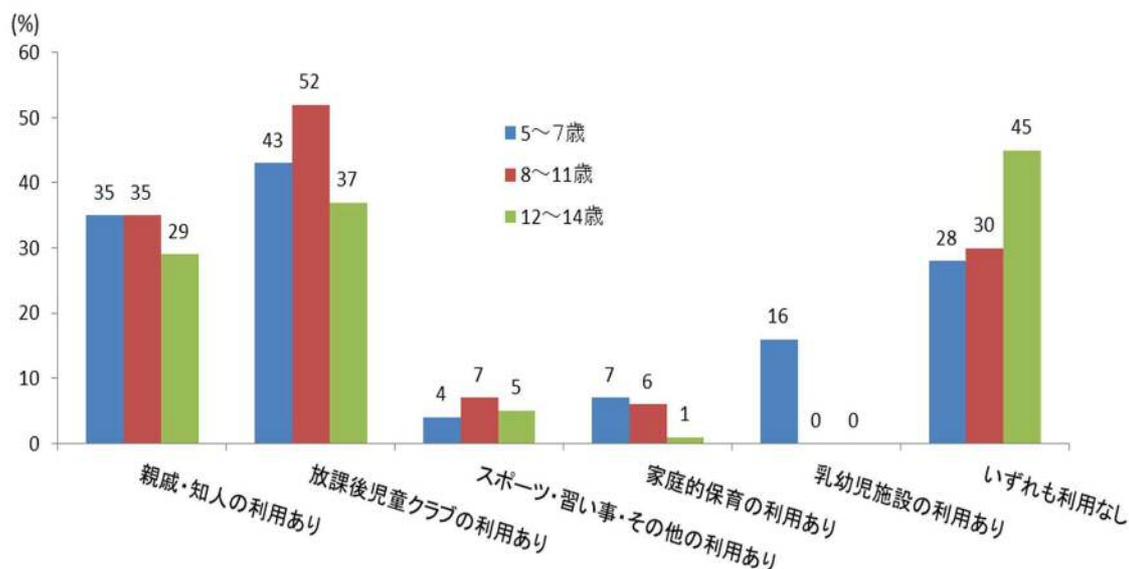
- ✓子どもの権利条約の実施状況を監視する機関(スコットランド2004年、イングランド2005年など)
ECM: Every Child Matters(イングランド)、GIRFEC: Getting it Right for Every Child(スコットランド)
- ✓拡大学校(Extended School)の一部としての学童保育
教育の生産性の観点から放課後の活動を充実、教員の負担軽減、地域活性化
- ✓放課後児童クラブの多様性
乳幼児施設、家庭的保育、高学年の利用、平日のみ・長期休暇のみの利用
- ✓質のチェックと評価結果の公表
スコットランドでは全クラブが国の機関に評価を受ける、事前に親にアンケート、通告なしで訪問
6段階評価、改善すべき内容を公表、評価結果の有効活用
- ✓子どもと親の意見の尊重、運営への参画
クラブに子ども会議など、スコットランドでは過半数が運営委員会・保護者会による設置・運営
- ✓「遊び」に特化した計画づくり(2008年イングランド、2013年スコットランド)
子どもにやさしいコミュニティ、遊び場道路(play street)、障害児のための遊び場など
- ✓子どもの悩みを相談できるしくみ(2014年～スコットランド Named Person)
- ✓働く時間や場所について親が雇用主と交渉する権利

【イギリス】放課後児童クラブを利用する理由



(資料) Department for Education (2014) *Childcare and early years survey of parents 2012-2013*

【イギリス】放課後のサポートの利用割合(イングランド、年齢別・サポートの種類別)



(資料) Department for Education (2014) *Children and early years survey of parents 2012-2013*をもとに日本総研作成

【イギリス】教育水準局(Ofsted)に「特に優れた取り組み」と認定された施設がホームページ等で使用できるロゴマーク



(出所)<http://www.ofsted.gov.uk>

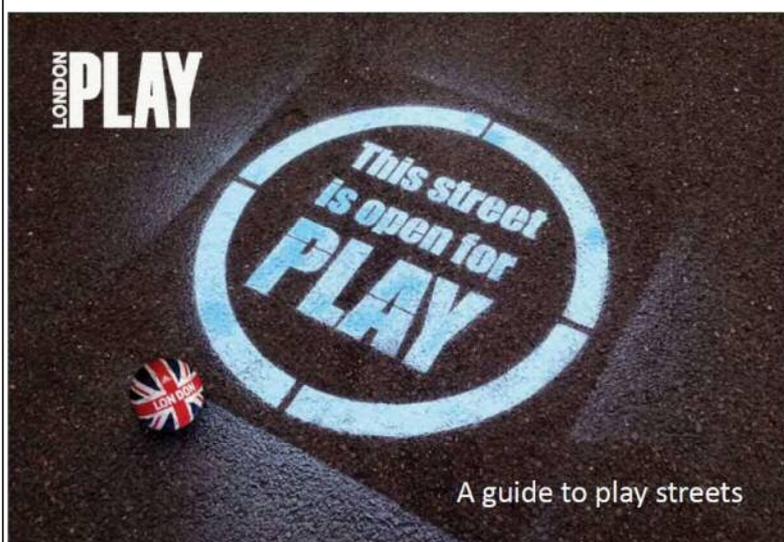


【イギリス】拡大学校の概念を保護者向けに紹介する政府発行のパンフレット(2008年版)

8～18時の放課後児童クラブ、スポーツ・音楽などの多様なプログラム、親・住民向け施設開放・成人教育、専門家サービスへの取り次ぎなどをすべての学校で。

遊び場道路を始めるためのガイドブック(2014年、London Play発行)より

ロンドン33区の3分の2で遊びのための道路封鎖を申請できるようになっている。

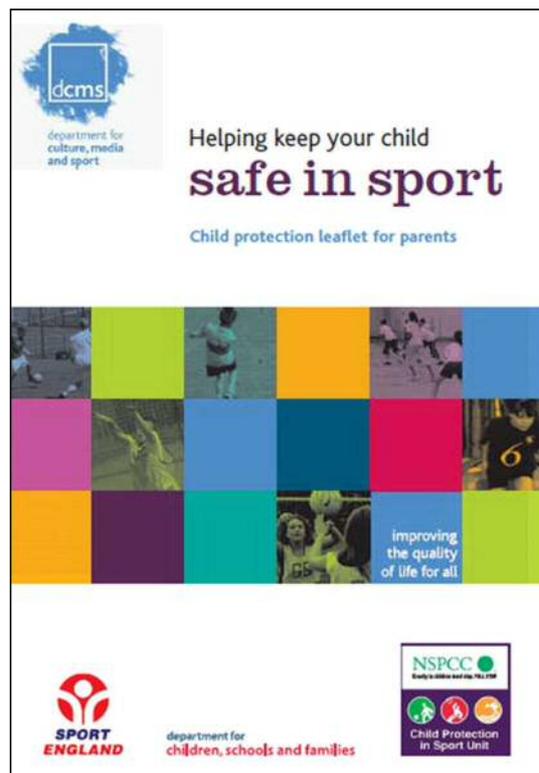


イギリス(イングランド)

スポーツクラブの安全性をどうチェックするか
 政府(文化・メディア・スポーツ省)から発行されている
 親向けのガイドブック(2007年)→

安全で質が高いと認定されたスポーツクラブが
 使用できるロゴマークの一例↓

(出所)<http://www.clubmark.org.uk/>



【イギリス】評価機関(Ofsted)に質が高いと認定された放課後児童クラブの取り組み

■ 選択肢の多さ、自由度

コンピューターゲームの遊びが認められている。自分のパソコン、好きな本などを持ってきてよい。工作、調理活動、まちに出て自然と触れ合う、植物を育てる、模様替えの計画、楽器演奏など。カフェスタイルのおやつ(パン、チーズ、ヨーグルト、フルーツなどから自分で選ぶ、遊びを中断しないようにおやつの場所を別に)。

■ 運営に子どもの意見反映、自分たちの意見が尊重されるという経験を増やす

子どもはクラブの「パートナー」「オーナー」。スタッフは子どもと一緒に活動を計画し、子どもが自宅から持ってきたものを活動に生かすことも。

子どもたちの選挙で選ばれた子ども委員たちが定期的に委員会で議論。その決定が運営に影響力を持つ。

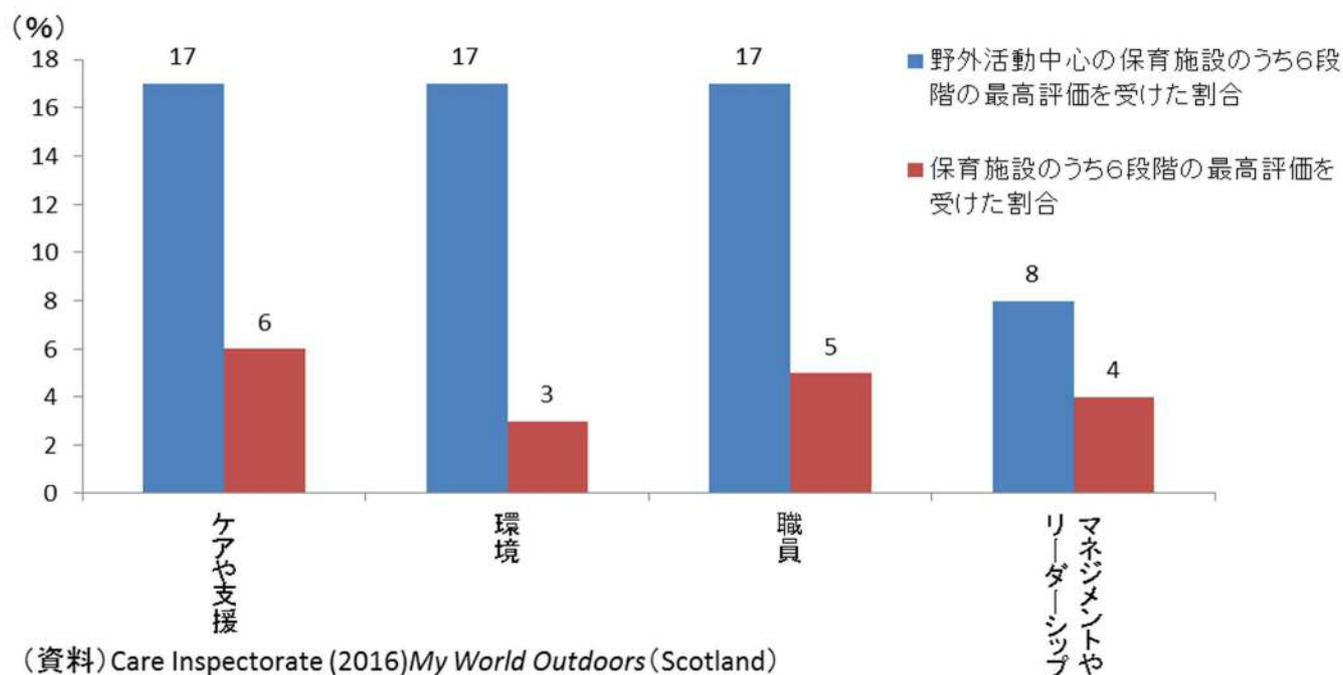
子どもたちが活動について批評を書き込むノート(Activity review book)や意見箱を設置。

■ 学校・親との連携

学校の担任が放課後を担当。学校理事にクラブを紹介。親もパートナーとして委員会などに参加。

放課後児童クラブは、単なる親の就労支援の施設ではない。子どもたちの社交の場としての位置づけ。政府の説明は、「安全な場所でくつろぎ人と交わるところ(to unwind and socialize in a safe place)」。子どもたちに社会生活を送るために必要となる力をつけることが強く意識されている。

【スコットランド】国の評価機関から高い評価を受けた保育施設の割合



(資料) Care Inspectorate (2016) *My World Outdoors* (Scotland)

(注) 保育施設には放課後児童クラブを含む。

■ オーストラリア

✓ 放課後児童クラブの国の指針

2011年、指針のタイトルは「私の時間、私たちの場所」、子どもの権利条約を重視

✓ すべての放課後児童クラブを評価・結果を公表

2012年に乳幼児の保育・教育施設も含め、国が一元的に質を評価する取り組みがスタート

評価結果の集計・分析、優れた取り組みの施設の紹介など

✓ 学校と放課後児童クラブの協力関係の構築

放課後児童クラブの全国代表と小学校長会代表の連名で、望ましい連携の在り方を冊子にまとめる
 Australian Government Department of Education, Employment and Workplace [2012].

Promoting Collaborative Partnerships between School Age Care Services and Schools.

学校が成果を上げるためには、家族や子どもに包括的なサービスが必要との考え

支援員と教員のインフォーマルな交流、お互いの技術の活用、情報の共有など

✓ メンタリング・プログラム

親以外の大人と子どもの一対一の関係性を重視

✓ 職員の安全性のチェック

警察の記録のチェックを義務付け

✓ 中高生の放課後のための施設整備

【オーストラリア】学童保育の指針(2011年)

5つのアウトカム

- ①アイデンティティ
(自分が何者か、何をしたいのか)
- ②社会とのつながり
- ③幸福感
- ④学びに対する自信
- ⑤コミュニケーション

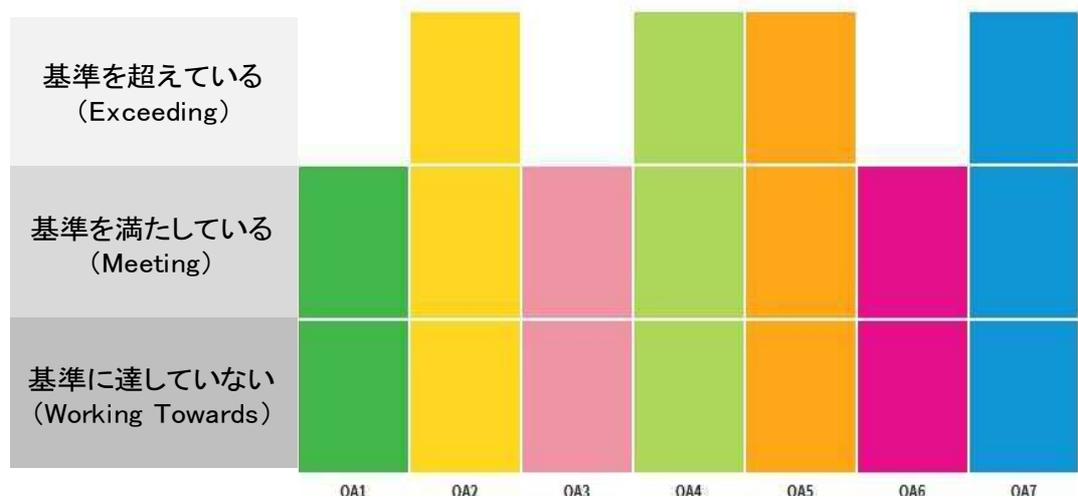
国連の子どもの権利条約の考え方がベース
 休養、遊び、文化芸術、レクリエーションの権利
 自分たちの生活に関わることに関与する権利
 多様性の尊重など



【オーストラリア】放課後児童クラブの評価結果の公表方法

(放課後児童クラブ名)

総合評価: 基準を超えている



このサービスは重要な改善を必要とする項目なし。

教育プログラムと実践 子どもの健康と安全 物理的な環境 職員の配置 子どもとの関係 家族や地域との関係 リーダーシップとマネジメント

(資料) <http://www.acecqa.gov.au/national-registers>

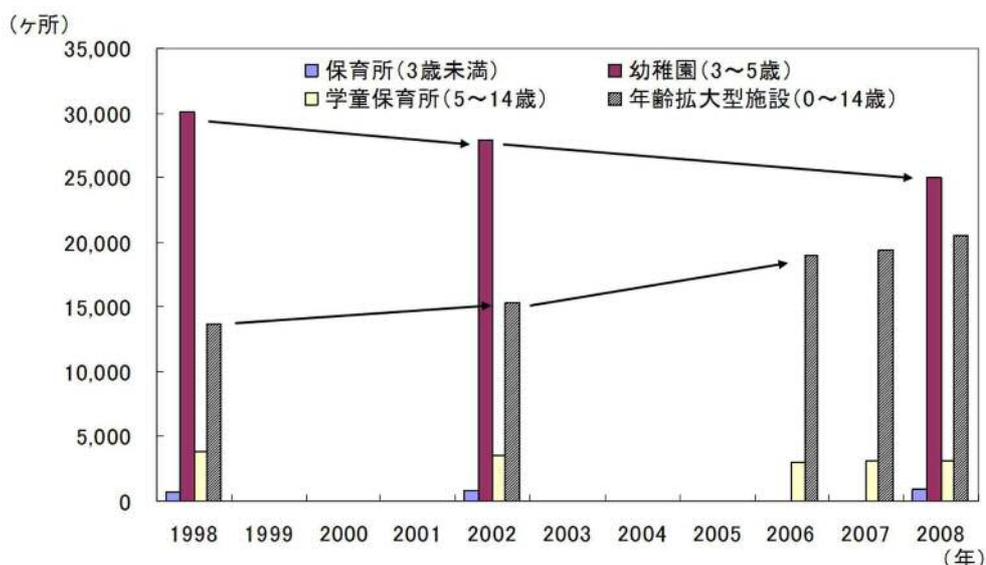
■スウェーデン

- ✓1993年に子どもの権利条約の実施状況を監視する機関を設置
- ✓1996年に放課後児童クラブ(leisure-time centre)の所管が社会省から教育省へ
乳幼児の保育施設とともに教育省へ移管
放課後児童クラブは「親の就労のための施設」から「子どものための施設」へ
- ✓学校と放課後児童クラブの一体的運営
1998年から学校と放課後児童クラブが共通のカリキュラムに
2011年に学校教員と学童保育職員の養成課程を一元化、午前中に学校で勤務するケースが増加
2011年の教育法で放課後児童クラブは学校に属するものに(同一の理事会での運営がほとんど)
- ✓一方で家庭的クラブも保障
子どもにとって相応しい環境を整備するという考え

■ドイツ

- ✓対象年齢の広いクラブ、学校内のクラブが増加
異年齢交流、授業の休み時間にクラブを利用
- ✓職場で親たちが設置、職場に子どもを連れてくるケース
- ✓宿題の弊害についての議論
- ✓多世代の家、青少年農場、子ども鉄道など

【ドイツ】 年齢拡大型施設の増加



(資料)長谷川有紀子「ドイツ—公的な補助による多様な放課後活動と年齢拡大型学童保育の増加」
池本美香編著『子どもの放課後を考える』

■ノルウェー

- ✓9歳までは自治体に整備を義務付け
学校内に設置、校長が責任者
- ✓高学年には整備義務なし
子どもたちだけの外遊び(スキー、スケート、サッカー、水泳など)

■フィンランド

- ✓ソーシャル・インクルージョン
学力世界一の一方で、子どもの情緒的発達への支援、社会的疎外の排除を重視
- ✓多様な居心地の良い居場所づくり
公園おばさん、図書館、子どもたちが場所づくり(インテリア、ルールは子どもが決める)

■フランス

- ✓余暇センターを学校内などに整備
家から離れたところで集団的余暇を過ごす権利を保障+教育活動の質的向上
- ✓外部資源の活用
リソースセンター、森でテントを設営しての活動など

フィンランド スタッフ(公園おばさん)が常駐する公園(ヘルシンキ)



■カナダ

✓1997年に放課後児童クラブを教育行政に移管(ケベック州)
基本的に学校内での設置を義務付け、連携により総合的な発達を促進

■ニュージーランド

✓親の帰宅時間が早いため、整備の義務付けなど制度的な充実は進んでいない

■アメリカ

✓放課後に格差が拡大するという問題意識
低所得家庭などを中心に公的な関与

■韓国

✓格差縮小を重視
低学年から塾通い、親の所得による学習機会格差をなくす取り組み

●日本の放課後への期待**■子どもの権利を起点に**

「保育」から「クラブ」へ、「指導員」から「支援員」へ、子どもオンブズマンの視点で見直す
日本は子どもの権利条約批准20年、意見表明・参加の権利、遊びの権利、親を援助する必要性、
保育への人的・財政的資源増加の必要性、子どもにやさしいまちづくり(Child Friendly Cities)

■安全・安心

外部の不審者対策＋スタッフの安全性確保、大規模化の問題

■公平性

ソーシャル・インクルージョン、親の就労条件の撤廃、利用料負担の在り方

■子どもの参加

子どもが創る放課後 多様性、自己肯定感、市民教育、居心地のよさ、自由、「何を」より「誰と」するか

■公的財源の有効活用

教育の生産性、利用する子どもの満足度向上、学校・放課後児童クラブの質の評価

■労働時間の短縮

親・教師・スタッフの労働時間の適正化

■親・地域・企業のボランティア

親・地域住民・企業の力を生かして質向上、親・地域住民の孤立防止にも効果
こうした取り組みを引き出すには、自治体・学校の役割大

諸外国における子どもオンブズマン設置の動き

導入年	国名	名称（英語名）
1981年	ノルウェー	Barneombodet (The Ombudsman for Children)
1989年	ニュージーランド	Office of the Children's Commissioner
1991年	オーストリア	Kinder & JugendAnwaltschaft des Bundes (Federal Children's Ombudsman)
1993年	スウェーデン	Barnombudsmannen (The Children's Ombudsman)
1994年	デンマーク	Børnerådet (National Council for Children)
1995年	アイスランド	Umbudsmadur Barna (The Ombudsman for Children)
1998年	ギリシャ	Συνήγορος του Πολίτη (Ombudsman for Children's Rights)
2000年	フランス	Défenseure des enfants (Defender of Children)
	ポーランド	Rzecznik Praw Dziecka (Children's Ombudsman)
2001年	イギリス (ウェールズ)	Children's Commissioner for Wales
2003年	イギリス (北アイルランド)	Northern Ireland Commissioner for Children and Young People
2004年	イギリス (スコットランド)	Scotland's Commissioner for Children and Young People
	アイルランド	Ombudsman for Children
2005年	イギリス (イングランド)	Children's Commissioner for England
	フィンランド	Lapsiasiavaltuutettu (Ombudsman for Children)
2006年	韓国	아동권리모니터링센터 (Children's Rights Monitoring Center)
2011年	オランダ	de Kinderombudsman (Ombudsman for Children)
2011年	イタリア	Istituzione dell'Autorità Garante per l'infanzia e l'adolescenza (Ombudsman for childhood and adolescence)

(注) オーストラリア、カナダ、アメリカ、ドイツは州ごとに設置されており、国レベルの機関はない。

(資料) 各種資料をもとに日本総研作成。

●国内の事例

- ボランティアによる放課後支援 とやまっ子さんさん広場事業(射水市コミュニティセンター)
- 子どもが設計する公園・図書室(大阪府箕面市彩都なないろ公園、京都市洛央小学校)
- 広島市青少年メンター制度(2004年～)
- 母親クラブによる「全国一斉遊び場安全点検週間」
- 芸術教育研究所「小さな小さな児童館づくり運動」(1970年代に自宅を開放)
- NPO日本冒険遊び場づくり協会(2003年設立)
- 職場における放課後児童クラブ・子連れ出勤(夏休みなど)
- 犬の散歩をしながら子どもを見守る「わんわんパトロール」
- 父母会運営の放課後児童クラブ
- 親たちの預かり合い

子どもが楽しい、居心地がよい、安心できることは、学力・体力づくりの土台。

子どもの幸せのための施策 → 親の幸せ(出生率向上)、地域コミュニティの再生(人口維持・増加)

イギリスの子ども計画は the best place in the world for our children and young people to grow up を掲げた。日本も「子どもにとって」最良の場所となるような放課後づくりを。

子どもの放課後の居場所づくりについて

背景と現状

子どもたちの教育環境をめぐる大きな変化

- 少子化
- 核家族化の定着
- 共働き世帯の増加
- ひとり親家庭(母子家庭)の増加
- 子どもの貧困率の上昇



放課後の時間の
安全・安心な
居場所の確保

主な居場所づくり関連事業

- 放課後児童会(対象児童限定:親が就労などで留守家庭になる場合)などの学童保育
- 児童館(市内4館)
- 子育て支援ひろば(一部)
- 浜松こども館(要入館料)
- ひとり親家庭学習支援ボランティア事業
- 外国につながる子どもへの学習支援事業

課題整理

放課後の子どもの居場所は、保護者の就業状況や家庭の経済状況、地域などによって差異が生じている。

放課後の居場所を必要とする子ども

- 保護者が帰宅するまで家庭で一人で過ごす子ども
- 塾や習い事などに通っていない子ども
- 放課後児童会の待機児童が多い地域や、居場所が少ない地域に住む子ども など

今後の方向性

子どもの放課後の居場所づくりの全体イメージ

- ①安全・安心な居場所の提供
+
②学びや体験の機会の提供

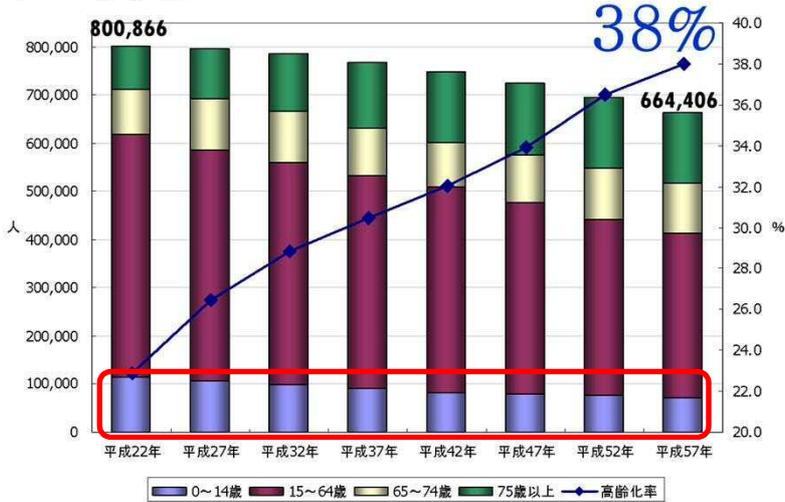
- 余裕教室の活用促進
- 学習支援
- 体験活動
- 人材(地域との連携)

論点

- ①放課後の子どもの居場所の拡充をどのように進めるか。
- ②子どもが放課後の時間を有意義に過ごすために、どのような働き掛けができるか。

背景と現状

少子化



浜松市の0～14歳の年少人口は、H22年

(113,261人：全人口の14%)

→H27年 (107,200人：13%)

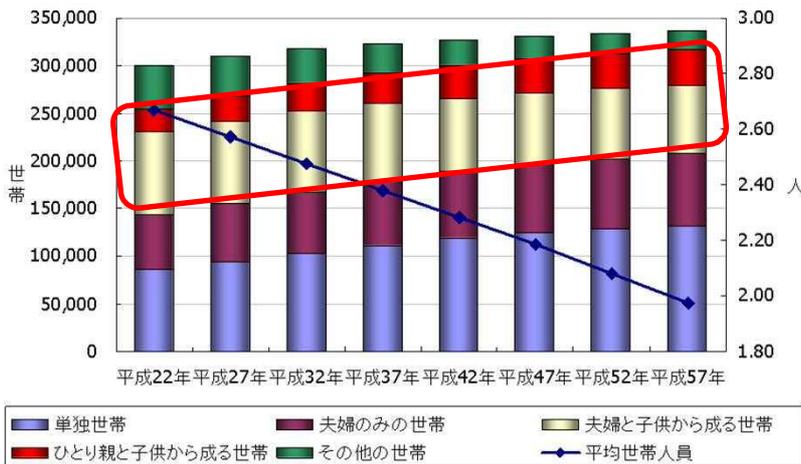
→H37年 (90,164人：12%)

→H47年 (79,308人：11%)

に減少し、全人口に占める割合も低下する。

資料：浜松市の将来推計人口 (H25.3推計)

核家族化の定着



夫婦と子どもから成る世帯、ひとり親と子どもから成る世帯は一定の割合を維持する。

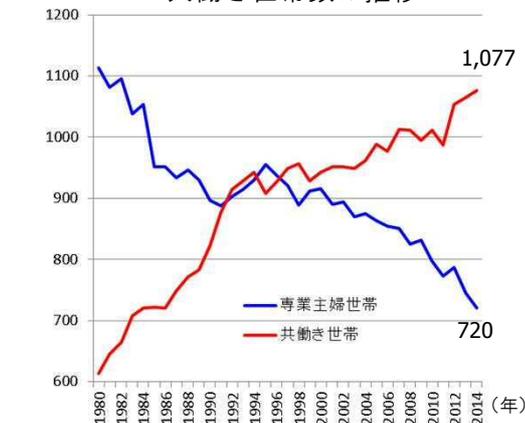
一方で、三世帯同居などを含むその他の世帯の割合は減少する。

資料：浜松市の将来推計人口 (H25.3推計)

共働き世帯の増加

共働き率の政令市比較 (%)

【参考】全国の専業主婦世帯数と共働き世帯数の推移



1	静岡市	57.9
2	岡山市	56.7
3	浜松市	55.7
4	さいたま市	54.7
5	千葉市	52.2
6	新潟市	50.0
7	福岡市	45.4
8	川崎市	44.5
9	仙台市	43.4
10	大阪市	42.8
11	広島市	42.7
12	神戸市	41.8
13	名古屋	41.4
14	横浜市	41.3
15	京都市	40.4
16	熊本市	40.0
17	堺市	39.7
18	相模原市	39.4
19	札幌市	36.6
20	北九州市	35.9

共働き世帯数は全国的に増加しており、平成22年の国勢調査結果によると、本市の夫婦からなる世帯(184,419世帯)のうち、48%の88,873世帯が共働き世帯である。

2人以上の世帯のうち勤労者世帯を対象とした平成27年の調査結果では、政令指定都市の中で3番目に共働きの割合が高い。

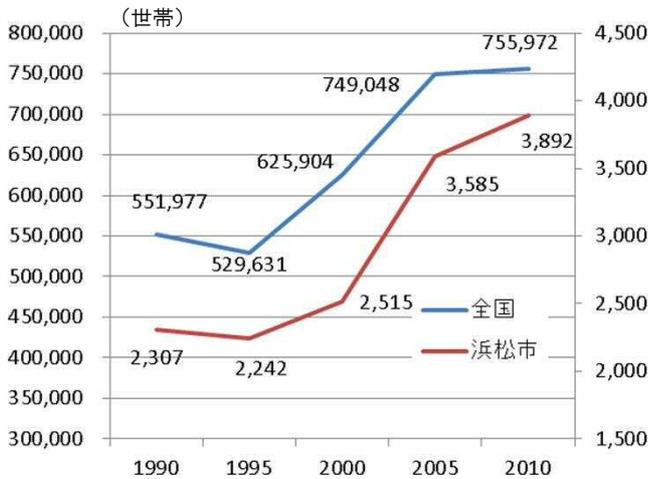
資料：独立行政法人労働政策研究・研修機構HP掲載数値を基に作成

資料：総務省統計局・家計調査年報(家計収支編)H27年

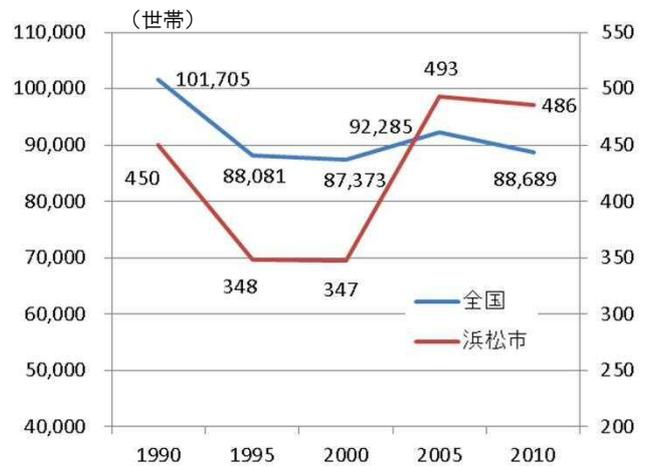
2人以上の世帯のうち勤労者世帯・世帯主の配偶者のうち女性の有業率

➤ **ひとり親家庭（母子家庭）の増加**

【全国】 母子家庭の世帯数の推移 【浜松市】



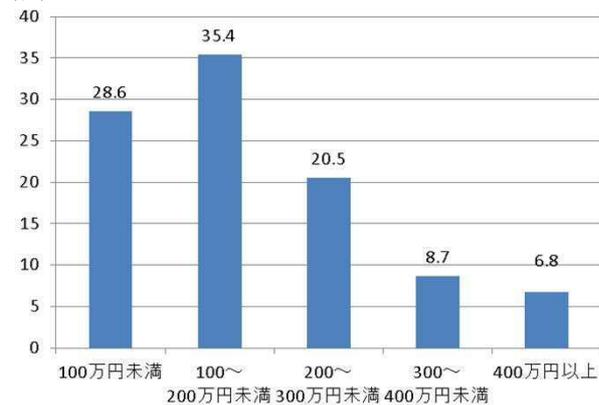
【全国】 父子家庭の世帯数の推移 【浜松市】



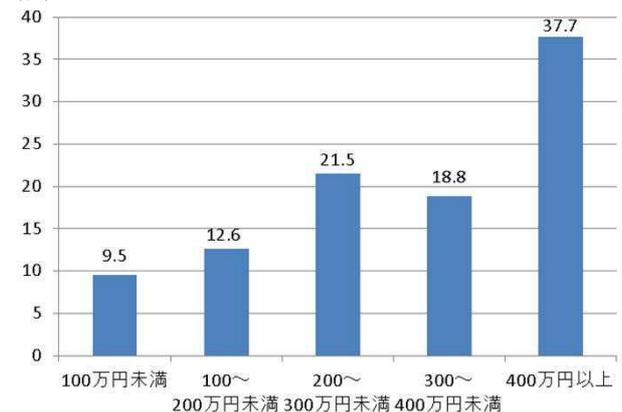
資料:国勢調査

本市の母子家庭の世帯数は、1990年から2010年の20年間で1.7倍に増加。

(%) 母子世帯の母の年間の就労収入の構成割合



(%) 父子世帯の父の年間の就労収入の構成割合



資料:平成23年度全国母子世帯等調査

全国調査によると、ひとり親家庭の年間の就労収入は、母子世帯で「100～200万円未満」が最も多く、平均年間就労収入は181万円、父子世帯では「400万円以上」が最も多く、平均年間就労収入は360万円となっている。

➤ **子どもの貧困率の上昇**

子どもの貧困率（平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合）は2012年に16.3%と過去最悪を更新。

⇒18歳未満の6人に1人が平均的な所得の半分に満たない家庭で暮らしている。

2010年の子どもの貧困率をOECD加盟国と比較すると、34か国中25位。

平成25年に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、H26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定。

子どもの貧困率の推移

1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012
10.9%	12.9%	12.8%	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%

資料:厚生労働省「国民生活基礎調査」

主な居場所づくり関連事業

➤ 放課後児童会（学童保育）

両親が共働きなどで、子どもが帰宅後に留守家庭になってしまう場合の預け先として、放課後児童会や民間の学童保育などがある。

放課後児童会は、浜松市の公設の学童保育の名称で、放課後子どもだけになってしまう小学1年生から6年生までを対象とし、小学校や協働センターなどで子どもを預かる制度。（放課後児童会の詳細は次ページ以降に記載）

➤ 児童館（市内4館）

無料で利用できる遊戯室、図書コーナー。小学生以上は子どもだけで利用可。

中区：江西児童館（春日町）、北星児童館（花川町）

北区：三ヶ日児童館（三ヶ日町） 天竜区：天竜児童館（二俣町）

➤ 子育て支援ひろば

以下の2か所は小学生までが利用対象。（その他の子育て支援ひろば22か所は概ね3歳未満の未就園の乳幼児を対象とする施設）

中区：ひろさわすくすくひろば 南区：えんしゅうすくすくひろば

➤ 浜松こども館

ザザシティ浜松中央館 休館日：年末年始のみ

妊婦、子育て中の親子、小・中・高校生まで幅広い年齢層が利用可能。

入館料：大人200円、小・中・高校生100円、就学前児童無料（保護者同伴）

➤ ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

学校教科書の予習・復習、宿題などの基礎的な学習について、大学生や教員OB等のボランティアが無料指導

対象児童：小4～中3の母子家庭・父子家庭の児童（1回につき10名程度）

実施場所・日程：浜松市勤労会館Uホール（土曜日の午前・午後 各2時間）

長上協働センター（土曜日の午後 2時間）

➤ 外国につながる子どもへの学習支援事業（ステップアップクラス）

進路選択に対する関心や学ぶ意欲を高め、学習言語を習得し、在籍学級での授業内容の理解を深めることを目的とした放課後支援教室。大学生も支援に参加。

対象：市立中学校に通う外国につながる生徒

実施場所・日程：南部協働センターほか1箇所（水・金の午後1時間15分）

子どもの放課後の居場所づくりについて

1 放課後の過ごし方

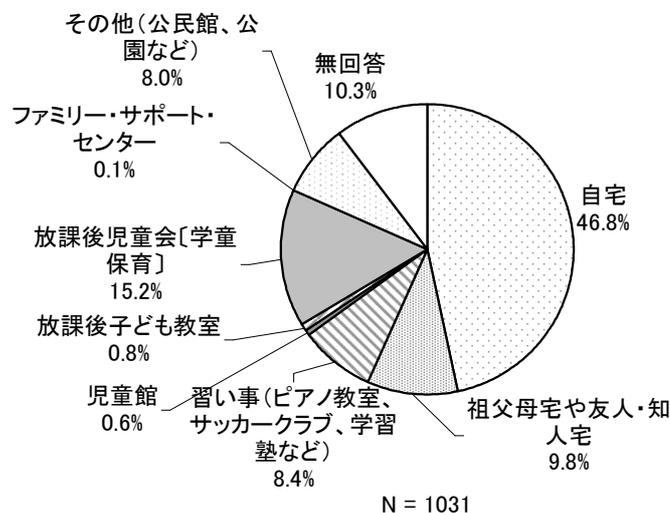
(1) 浜松市子育て支援に関するニーズ調査結果（平成25年）

小学生の保護者2,000人対象（有効回収率51.55%）

問 平日の放課後にお子さんはどう過ごしていますか。時間帯ごとに、1番多いものを記入してください。

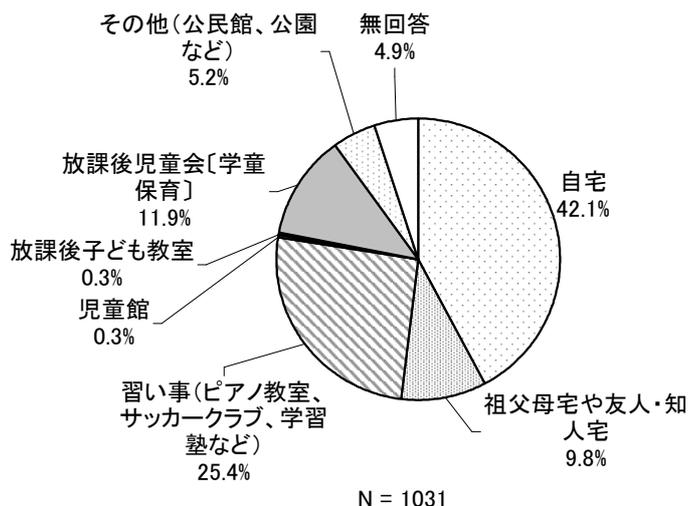
○14～16時

「自宅」の割合が46.8%と最も高く、次いで「放課後児童会〔学童保育〕」の割合が15.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が9.8%となっています。



○16～18時

「自宅」の割合が42.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が25.4%、「放課後児童会〔学童保育〕」の割合が11.9%となっています。



○18～20時

「自宅」の割合が89.1%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が4.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が1.9%となっています。

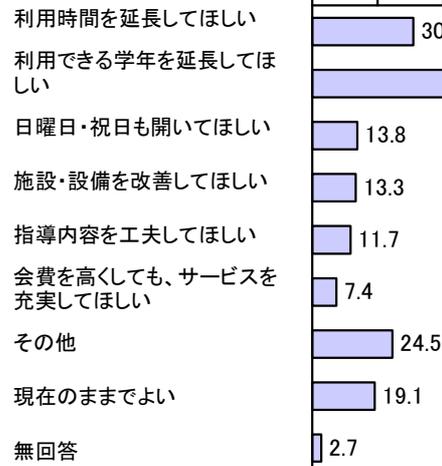
問 放課後児童会を“利用している”と回答された方にうかがいます。
 現在通っている放課後児童会に対してどのような要望がありますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

「利用できる学年を延長してほしい」の割合が48.4%と最も高く、次いで「利用時間を延長してほしい」の割合が30.9%、「現在のままでよい」の割合が19.1%となっています。

(注1) 平成27年度から小学6年生まで対象が拡大されています。

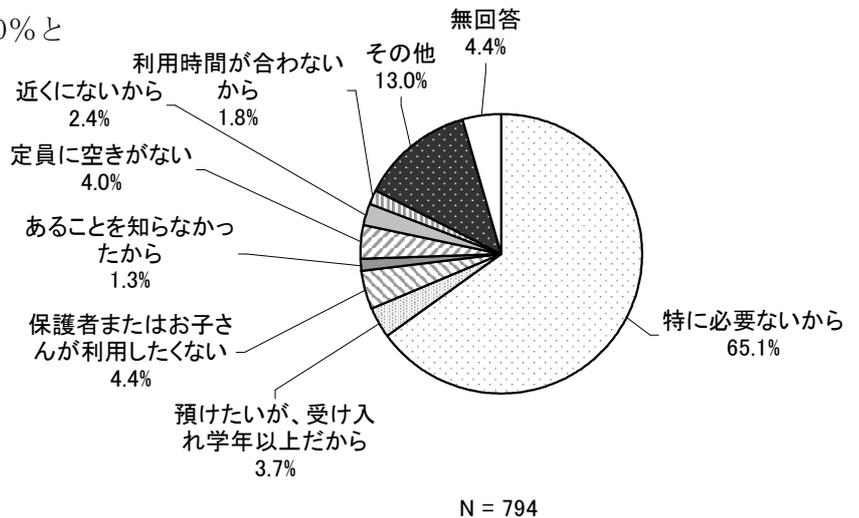
(注2) 開設時間は、個々の児童会により午後6時まで、午後6時30分まで、午後7時までと異なります。

N = 188



問 放課後児童会を“利用していない”と回答された方にうかがいます。
 現在どのような理由で放課後児童会を利用していませんか。当てはまるもの1つに○をつけてください。

「特に必要ないから」の割合が65.1%と最も高く、次いで「保護者またはお子さんが利用したくない」の割合が4.4%、「定員に空きがない」の割合が4.0%となっています。

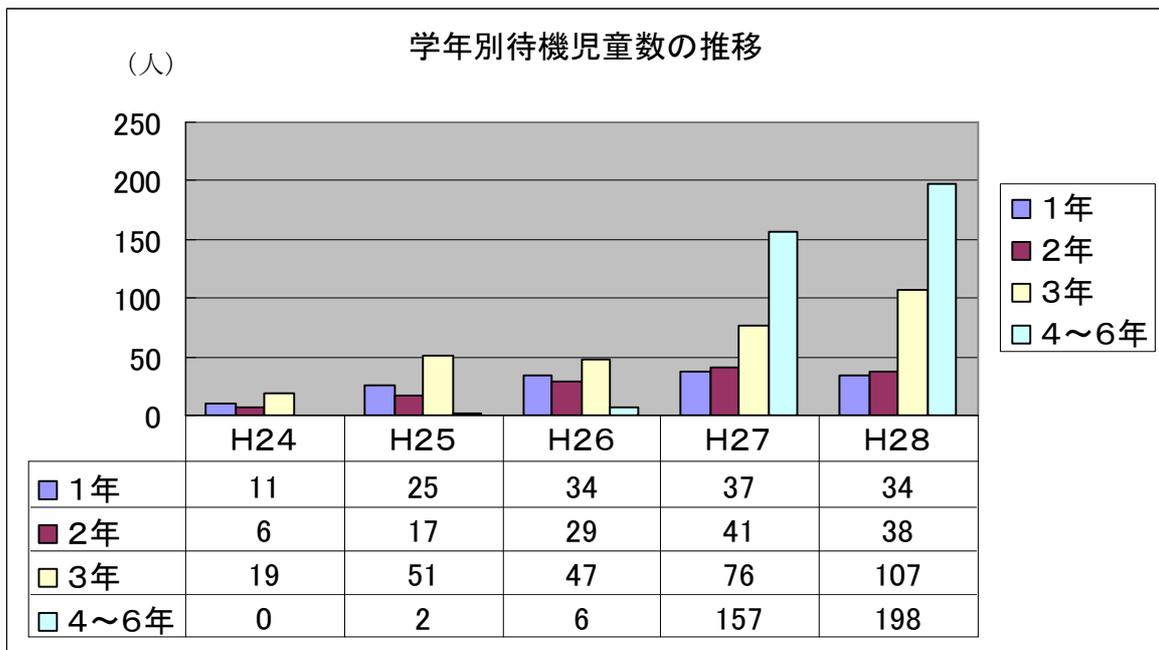
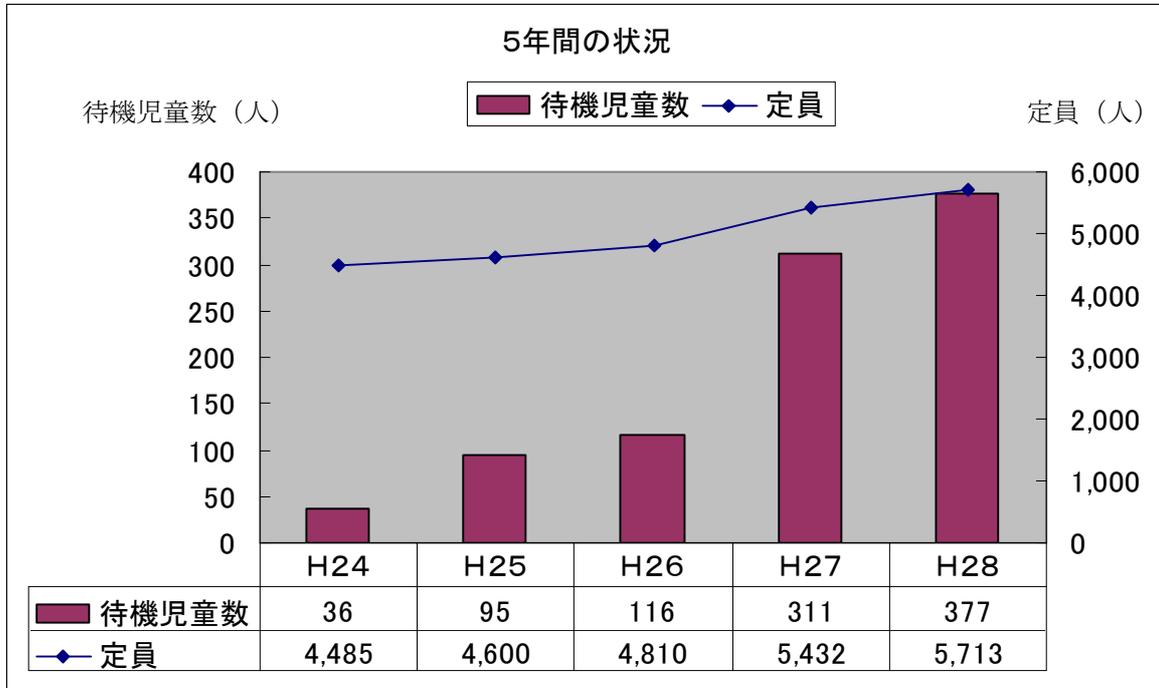


2 放課後児童会の待機児童解消

平成28年5月1日

箇所数	定員	登録児童数	待機児童数
1 2 3	5, 7 1 3人	5, 4 4 5人	3 7 7人

(1) 待機児童数の推移



(2) 待機児童解消の課題

ア 的確な施設整備が困難

通学校の児童会に通う原則。時々の社会・経済状況により、各校区でニーズが大きく変化

年度による待機児童数の変化

	A児童会	B児童会	C児童会	D児童会	E児童会
H27	0人	2人	17人	3人	17人
H28	23人	23人	22人	18人	17人

イ 支援員等の人的確保が困難

(3) 対応の考え方

ア 小学校施設の放課後利用

	専用施設		専用教室	余裕教室	協働センター	その他
	学校敷地内	学校敷地外				
設置数	70	5	14	21	9	4

(ア) 必要な施設整備に加え、小学校の特別教室等の利用時間を調整し、学校と共用（一時利用）することにより活動場所を確保する。

(イ) 管理体制が課題

イ 地域人材や学生ボランティアの活用を進める。

(ア) H27年度 交流等の状況

あ 浜松学院大学生のボランティア参加（夏休み）

い 浜松学院大学生との交流（2週間に1回程度）

う 地域ボランティアによる読み聞かせ（夏休み）

(イ) 今後の方針

あ 大学生へのボランティア呼び掛け

い 大学生の意見を、放課後施策の充実にフィードバック

3 放課後の居場所づくりの方向性

(1) 放課後児童会の待機児童ゼロを実現する。

(2) すべての児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験や学習を行うことができる居場所づくりの体制を整える。

(3) 学校や地域を交えて、「放課後」のあり方を検討していく。